各種手当・支援制度

児童手当

高校生年代まで(18歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給されます。
子どもが生まれたとき、転入・転出するとき、離婚したとき、公務員になったときなど、15日以内に申請が必要です。

〔支給額〕　3歳未満　月額15,000円(第3子以降は30,000円)
3歳以上高校生年代 月額10,000円(第3子以降は30,000円)

〔支給時期〕　原則として、偶数月(2か月分ずつまとめて支給)

〔必要なもの〕
- 請求者名義の預金通帳またはキャッシュカードの写し
- 請求者とその配偶者の個人番号が分かるもの　※その他必要に応じて提出していただく書類があります。

問合せ　国保・年金課　☎0796-21-9061　FAX:0796-24-0106

児童扶養手当

父または母と生計をともにできない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、または、20歳未満で心身に中度以上の障害がある児童を養育している父または母や父母に代わって児童を養育している方に支給されます。また、父または母に極めて重度の障害がある場合にも支給されます。ただし、この制度には所得制限があります。

〔支給月額〕(2026年4月現在)
(全部支給)児童1人の場合 …… 月額48,050円
児童2人目以降の加算額(1人につき)…… 11,350円
(一部支給)児童1人の場合 …… 月額48,040円～11,340円
児童2人目以降の加算額(1人につき)…… 11,340円～5,680円
※手当額は、物価スライドにより改定される場合があります。

〔必要なもの〕　資格確認書(マイナ保険証)、年金手帳など
※上記以外にも書類が必要となる場合がありますので、必ず事前に相談してください。

問合せ　こども支援課　☎0796-21-9038　FAX:0796-29-0054　Mail:kodomomiraiouen@city.toyooka.lg.jp

特別児童扶養手当

20歳未満で、身体または精神に障害のある児童を監護している父か母、または父母にかわって児童を養育している方に支給されます。ただし、この制度には所得制限があります。

〔支給月額〕(2026年4月現在)
障害の程度が重度(1級)…月額 58,450円
障害の程度が中度(2級)…月額 38,930円
※児童が児童福祉施設に入所している場合や、児童が公的年金を受けている場合は支給されません。

〔必要なもの〕　診断書、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、請求者とその配偶者、対象となる児童の個人番号の分かるもの・請求者名義の通帳など
※上記以外にも書類が必要となる場合がありますので、必ず事前に相談してください。

問合せ　社会福祉課　☎0796-24-7033　FAX:0796-24-4516　Mail:shakaifukushi@city.toyooka.lg.jp

障害児福祉手当

在宅で20歳未満の重度の心身障害児で、日常生活において常に介護が必要な方に、障害児福祉手当が支給されます。
ただし、福祉施設に入所している場合や公的年金を受けている場合は、この手当の対象になりません。
(本人または扶養義務者の所得によって制限があります。)

〔支給月額〕　月額16,560円(2026年4月現在)

〔必要なもの〕　対象児名義の預金通帳またはキャッシュカードの写し、対象児と保護者の個人番号の分かるものなど
※上記以外にも書類が必要となる場合がありますので、必ず事前に相談してください。

問合せ　社会福祉課　☎0796-24-7033　FAX:0796-24-4516　Mail:shakaifukushi@city.toyooka.lg.jp

ひょうご子育て応援の店　(兵庫県事業)

兵庫県では、店舗等の協賛により、子育て世帯を対象に料金の割引や各種サービスなどを行う「ひょうご子育て応援の店」を展開しています。協賛店舗にパスポート(スマートフォン画面等)を提示することなどにより、協賛店舗からの各種サービスの提供を受けることができます。ご利用には会員登録(無料)が必要です。

〔対象となる家庭〕　18才未満の子どものいる家庭、妊娠中の方がいる家庭

〔会員登録の方法〕 **1. WEBサイトでの登録方法**　右記二次元コードを読み取り登録してください。

2. 往復はがきで申し込む方法（はがき1通につき、パスポート1通の交付となります。）

往信用はがきに、以下の項目をご記入のうえ、返信用はがきの表にご自分の住所等を記入しお申込ください。

<記入項目>　(1) 氏名　(2) 郵便番号・住所　(3) 電話番号　(4) 性別　(5) 末子の生年月日

<送付先>　〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県民生活部男女青少年課

〔サービスが受けられる協賛店〕　協賛店の一覧は県のホームページにて、最新情報をご確認いただけます。

※市で実施している「とよおか子育て家庭応援カード事業」は、2027年4月から「ひょうご子育て応援の店」に統合します。

問合せ　・ひょうご子育て応援の店 ・・・ 兵庫県県民生活部男女青少年課　☎078-362-3385　FAX:078-362-3891
・とよおか子育て家庭応援カード事業 ・・・ 環境経済課　☎0796-23-4480　FAX:0796-24-7801

豊岡市ファミリーサポートセンター事業

子育てを応援してほしい人（おねがい会員）と子育てを応援したい人（まかせて会員）からなる会員組織で、地域の中で子育てを応援していく事業です。保育施設等の送迎や子どもの一時的な預かり等を有償で行います。利用には、事前に会員登録が必要です。

〔おねがい会員〕　豊岡市在住で生後6か月～小学校6年生までの子どもを持つ方

〔まかせて会員〕　18歳以上の方で、心身ともに健康で保育に熱意をお持ちの方
自宅で子どもを預かることができる方。送迎の場合は自家用車の運転ができる方

〔どっちも会員〕　おねがい会員とまかせて会員を兼ねる方

活動状況

〔謝礼の目安〕

活 動 日	30分あたりの謝礼
平日　7:00～19:00	350円
平日の上記以外の時間　土日祝	400円

問合せ　豊岡市ファミリーサポートセンター事務局　☎0796-21-9088

豊岡市子育て家庭ショートステイ事業

家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、子育てに係る保護者の負担軽減が必要な場合などに、児童養護施設・乳児院等を一定期間利用できる事業です。

〔対　　象〕　0歳から18歳までの健康な児童・豊岡市内に居住する者　　〔利用期間〕　原則7日以内（1泊2日～6泊7日）

〔利 用 料〕　1日につき

	2歳児未満	2歳児以上	緊急時（保護者）
生活保護世帯	0円	0円	0円
市民税非課税世帯	1,100円	1,000円	300円
その他世帯	5,350円	2,750円	750円

〔養育が困難となる事由〕　疾病・出産・育児疲れ・育児不安・看護・冠婚葬祭・転勤・出張・事故・災害・失踪など詳しくはお問合せください。

※施設等までの送迎は、保護者または保護者の代理の方で対応してください。

※施設では集団生活となりますので、感染症のリスクがあります。ご了承ください。

問合せ　こども支援課　☎0796-21-9003　FAX:0796-24-8330

子育て・若者夫婦世帯向け住宅

市営住宅の有効活用と子育て・若者夫婦世帯への支援を目的として、市営住宅の一部を、その住宅の最も安い家賃で提供します。入居条件など、詳しくはお問合せください。

〔対象者〕　・子育て世帯…18歳未満の子どもと同居する世帯
・若者夫婦世帯…夫婦の合計年齢が80歳未満の世帯
・ひとり親世帯…20歳未満の扶養親族と同居する母子・父子世帯
※所得制限はありません。

詳細は市HPへ

〔入居期間〕　最長5年間（1年ごと更新）

〔家賃〕　16,000円～23,300円／月（2026年度）　※金額は住宅によって異なります。

〔対象住宅〕　栄町住宅（1戸）、上山住宅（1戸）、道場住宅（1戸）、静修住宅（2戸）、日野辺住宅（2戸）、久畑二ノ宮住宅（1戸）

問合せ　建築住宅課　☎0796-21-9018　FAX:0796-23-4444